

## 総務常任委員会閉会中の調査報告

日 時 平成 27 年 5 月 11 日(月) 9 時 30 分～11 時

場 所 東庁舎 4 階 第 1 委員会室

出席者 加藤・上野・森・桑原田・菅沼・議長

### 【調査案件】

使用料の標準的な基準および状況について

#### ◆調査内容の趣旨

公共施設使用料については、施設使用料適正化指針に基づき公共施設における使用料を維持管理経費などから算定した適正額に設定するため、3年に1度の見直しを行うこととしており、平成26年度が見直しの時期となり使用料の改正がされた。これまでの使用料についての考え方や経緯を踏まえ、委員会として今後の見直し時における算出方法についての考え方や、100%免除団体への減免基準についても、受益者負担の原則に則り、一定の見直しをするよう指摘してきたところであり、それらの取組についての説明や将来の使用料見直しと深く関係する「湖南市公共施設等総合管理計画」の策定の取組について説明を求めた。

#### ◆主な質疑

**問** 維持管理費の中には、その施設に係る人件費は含まれるのか。また、市の協賛とは教育委員会も入るのか。

**答** 管理経費の中には、人件費は含まれている。市の協賛には、教育委員会も含まれる。ただし、施設によって減免率は異なる。

**問** 施設の使用料の算出方法は、市民に周知されているのか。

**答** 改定額、改定についての考え方はホームページ等で周知を図っているが、施設の維持管理に必要な使用料というのは特段周知をしていない。

**問** 施設の使用料は、自治体の条例で定めるものであるが、新規の施設を建設した場合の使用料の額はどのようにしているのか。

**答** 基本的に使用料の設定については、統一した基準により算出するが、居室面積や設置目的など類似施設も参考にしながら決定をしている。

問 平成 27 年 3 月議会において、石部軽運動場の使用料が条例改正によって変更されたが、施設使用料適正化指針の考え方と整合性が取れないのではないか。

答 石部軽運動場は、老人福祉センターの隣に設置されているにもかかわらず、体育施設のような取扱いをしていたことから設置目的を明確にすることによる改正であるので、今回の改正とは別の取扱いであると考えている。

問 平成 27 年度の減免額の変更については、激変緩和のところのみの変更なのか。また、各施設の細かい減免規定はあるのか、センター長の判断で減免が適用されることはないのか。また、市民への周知の方法は。

答 統一的な減免規定の変更については、激変緩和措置がなくなった部分が主なところである。また、75%以下の減免については、施設ごとに決まっている。センター長の判断で減免適用されることはない。減免については、設置目的によって異なる部分があるので統一的な一覧を公開することは難しい。

問 現在 150%を上限として改定を行っているが、今後も改定し続けるのか。施設によっては、改定し続けることによって使用料が高額になることも考えられる。

答 使用料適正化指針に基づき 3 年ごとに改定しており、受益者負担の原則から基本的には指針どおりに改定していくことになる。ただし、施設の利用状況や老朽度等総合的に勘案して、次回の改定時にはどういった形で進めるか検討する必要がある。

問 野洲川運動公園のソフトボール場の算定額が上下しているがなぜか。

答 ソフトボール場の面積が変更になったことから、算定すると上下することになった。

問 統一した算定方法、合併した市町村は特にそうだと思いますが、市で統一した使用料を定めるということで、周辺でそういった市町村があるのか。また、算定方法は同じかどうか。

答 施設をある分野ごとに区分けし、社会体育施設は維持管理経費の 100%を使用料算定に用いるとか、教育施設の場合は維持管理経費の 50%を使用料算定に用いるなどしている自治体もある。

問 算出が変わることによって、今まで減免であったものを含めて収入はどれくらいになるのか。

〔答〕 90%の激変緩和措置がなくなることから上限が75%であり、おおよそ減免分については、その差額の15%の増収となるはずであるが、利用実績や減免対象によって一概には言えない。

〔問〕 使用料改正と現在行政改革推進室が進めている公共施設等総合管理計画は密接な関わりがあることから情報交換していきたい。

〔答〕 公共施設等総合管理計画の流れとしては、6月を目途に市民アンケートを実施し、12月に議会へ中間報告、市民説明会、パブリックコメント等を経て平成28年3月に策定を予定している。

#### ◆主な意見(まとめ)

○減免される団体ばかりが使用され、一般市民が使いにくい施設もたくさんあるのではないかと思われる。実情を調査して施設を維持していくためには、減免団体の使用時間に上限を設けたり、時間帯によって減免率を変えていく必要があるのではないか。1 施設の使用料ですべて賄うのではなく、全体の施設で考えた使用料で賄うべきであると考え。市の補助団体等は時間無制限というのはおかしいのではないか。

○減免対象となる人の使用規定については、不公平が生じないように施設に合った要綱などでしっかりと定めるよう検討していただきたい。

○使用料の見直しについては、市民全体のスポーツの振興、文化の発展というのが施設を設置された目的であり、維持管理費だけで使用料や施設の存廃を考えるのは市民目線から少しずれる。市民の思いも十分くみ取って行っていただきたい。